

国民年金からのお知らせ

社会保険料（国民年金保険料）控除証明書が送付されます。

～年末調整・確定申告まで大切に保管を！～

国民年金保険料は所得税および住民税等の申告において全額が社会保険料控除の対象になります。その年の1月1日から12月31日までに納付した保険料が対象です。

この社会保険料控除を受けるためには、納付したことを証明する書類の添付が義務付けられています。このため、平成27年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方については、「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が本年11月上旬に日本年金機構本部から送付されますので、年末調整や確定申告の際には必ずこの証明書（または領収書）を添付してください。

また、10月1日から12月31日までの間に今年はいじめて国民年金保険料を納付された方については、翌年の2月上旬に送付されます。

なお、ご家族の国民年金保険料を納付された場合も、本人の社会保険料控除に加えることができますので、ご家庭あてに送られた控除証明書を添付のうえ申告してください。

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」についてのご照会は、控除証明書のはがきに表示されている番号にお問合わせください。

控除証明書専用ダイヤル（ねんきん定期便・ねんきんネット等専用ダイヤル）

<専用ダイヤル電話番号> ☎ 0570 (058) 555 (ナビダイヤル) ※自動音声でご案内します。自動音声に従って「3」を押してください。 ※通話料金は一般の固定電話の場合、市内通話料金でご利用いただけます。ただし、携帯電話等の場合は通常の通話料金がかかります。 ※050で始まる電話でおかけの場合は、「03 (6700) 1144」へお電話ください。こちらの番号からおかけになる場合は通常の通話料金がかかります。	<受付期間> 平成27年11月2日(月)～平成28年3月15日(火) <受付時間> ○月曜日～金曜日 9:00～19:00 ※祝日、12月29日～1月3日は、ご利用いただけません。 ○第2土曜日 9:00～17:00
---	---

老後に備えて、少しでも多くの年金を！

国民年金制度は、原則として20歳から60歳までの40年間の加入・納付状況によって、年金額が決定されます。保険料免除期間がある場合や、国民年金に加入していない期間があるなど、満額の年金を受け取ることができない方がご本人の申出により、任意で国民年金に加入し、年金額を増額することができます。

加入できるのは、次のすべての条件を満たす方です。

- ① 日本国内に居住する60歳以上65歳未満の方
- ② 老齢基礎年金の繰り上げ支給を受けていない方
- ③ 20歳から60歳までの年金保険料の納付月数が480か月未満の方

昭和40年4月1日以前に生まれた方で、65歳まで加入しても年金を受け取る権利がない方は70歳まで加入できる「特例任意加入制度」もあります。

※納付できる月数は最大で60か月（5年間）です。60か月納付した場合、年額で約97,500円増額します。（年金増加額は平成27年度の老齢基礎年金で算出）

※保険料の月額額は、15,590円（平成27年度額）で、納付については原則口座振替によることになっています。

その他に、年金額を増額する方法としては、申出により国民年金保険料に付加保険料（400円）を上乗せ納付することができます。

付加保険料を納付した場合、老齢基礎年金額に付加年金分（納付月数×200円）が上乗せされます。2年以上受給した場合、支払った付加保険料以上の付加年金を受け取れるととてもオトクな制度になっています。

<11 (いい) 月30 (みらい) 日は「年金の日」です!!>

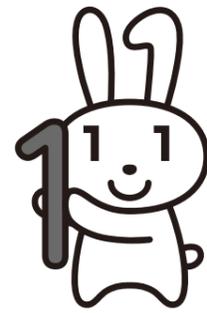
年金記録や将来の年金受給見込額を確認し、未来の生活設計について考えてみませんか。

「ねんきんネット」をご利用いただくと、いつでもご自身の年金記録を確認できるほか、将来の年金受給見込額について、ご自身の年金記録を基に様々なパターンでの試算をすることもできます。

「ねんきんネット」については、日本年金機構のホームページでご確認いただくか、帯広年金事務所にお問い合わせください。

問合せ先

帯広年金事務所（帯広市西1条南1丁目）☎ 0155 (65) 5002
役場住民課戸籍年金係 ☎ (574) 2213



「マイナンバー制度」に便乗した不審な電話等にご注意ください!!



全国各地で様々な手口が報告されています。十分にご注意ください!!



10月からマイナンバーが通知されることに関連して、「口座番号を教えてください」「個人情報を調査する」などといった不審な電話等に関する相談が全国の消費生活センターに寄せられています。マイナンバー制度に便乗した不審な電話はすぐに切り、来訪があっても断ってください。以下、国民生活センターに寄せられた実際の事例から抜粋してご紹介します。

【事例1】 行政機関を名乗り、口座番号を取得しようとする不審電話

行政機関を名乗って、「マイナンバー制度が始まると手続きが面倒になるので、至急振込先の口座番号を教えてください」との電話があった。本当か。
(60歳代女性 北関東地方)

【事例2】 行政機関の職員を名乗り、資産などの情報を聞き出そうとする女性の来訪

「マイナンバー制度の導入に伴い、個人情報を調査中である」と言って女性が来訪し、資産や保険の契約状況などを聞かれた。
(60歳代女性 九州北部地方)

【事例3】 早く手続きをしないと刑事問題になるという不審電話

若い男性から「マイナンバーが順次届いており、みんな手続きをしているが、あなたは手続きをしているか」との電話があった。「まだ手続きをしていない」と答えると、「早く手続きをしないと刑事問題になるかもしれない」などと言われ、不審に思った。すぐに電話を切ったが、本当か。
(70歳代男性 四国地方)



消費者の皆様へのアドバイス

- ① 不審な電話は、すぐ切り、来訪の申し出があっても断ってください。
 - ② 少しでも不安を感じたら、すぐにお近くの消費生活センター（消費者ホットライン188）や警察等に相談してください。
- ※マイナンバー制度の仕組みなど全般については、マイナンバーの専用コールセンター☎ 0570-20-0178にて受付けています。

問合せ先

役場住民課生活環境係 ☎ (574) 2213

▽国民年金からのお知らせ

議会だより

役場だより

▽不審な電話等にご注意ください

議会だより

役場だより